

# 狛江市一般廃棄物処理実施計画 (平成 28 年度)

平成 28 年 3 月  
狛江市

## 目 次

1. 一般廃棄物処理基本計画と 一般廃棄物処理実施計画の位置付けと目的	1
2. 一般廃棄物の種類・分別の区分、 発生量及び処理量見込み、処理方法に関する事	2
3. 市が行う廃棄物の収集運搬及び処分の方法に関し 占有者又は事業者の協力義務に関する事	3・4
4. 一般廃棄物の減量のための方策	5・6
5. し尿処理計画	7
6. 処理施設の概要	7・8
7. その他一般廃棄物の処理に 関し必要な事項	8
(狛江市一般廃棄物処理実施計画で使用している用語解説)	9～12

## 1. 一般廃棄物処理基本計画と一般廃棄物処理実施計画の位置付けと目的

一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成23年度から32年度までの10年間を計画期間とした、清掃行政の基本方針を示す計画として策定されています。

これまでの一般廃棄物処理実施計画は、基本計画の計画期間を3期に区切り、段階的に分けて施策を示し、継続的に達成状況を検証して実効性の確保に努めてきましたが、社会状況の変化（持ち去り禁止対策・小中学生に向けた取り組み等）に的確に対応を行う必要があります。この度、第9期ごみ半減推進審議会です承をいただきましたので、毎年度検証を行い、速やかに施策に反映させる単年度の計画に変更します。

### ①一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理実施計画、一般廃棄物処理実施計画（まとめ）について

（矢印：各計画年度を图示）

年度 (平成)	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本計画		前期		中期			後期				
実施計画		前期			中期						
実施計画 (まとめ)	前期			中期							

※一般廃棄物処理基本計画（基本計画）、一般廃棄物処理実施計画（実施計画）

※実施計画（平成25～27年度）のまとめについては、平成27年度確定後になります。

2. 一般廃棄物の種類・分別の区分、発生量及び処理量見込み、処理方法に関すること

※発生量すべてを処理するものとする。

一般廃棄物の種類		※平成28年度 発生量見込み (t)	収集運搬 主体	中間処理		最終処分	
				処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
ご み	可燃ごみ	11,579	市 (委託)	クリーン センター 多摩川	焼却	東京たま 広域資源 循環組合	エコ セメント化
	不燃ごみ	854			破碎後 焼却		
	発火物			民間業者に委託			
	有害ごみ			14	民間業者に委託		
	粗大ごみ	313		—	クリーン センター 多摩川	破碎後 焼却	東京たま 広域資源 循環組合
	持ち込み (可燃ごみ)	1,487	焼却				
資 源 物	ビン	638	市 (委託)	狛江市 ビン・缶 リサイクル センター	選別・減容	民間業者に委託	
	缶	223					
	古紙	2,917	市 (委託)	民間業者に委託			
	古布	263					
	ペットボトル	215		狛江市 ビン・缶 リサイクル センター	選別・減容	民間業者に委託	
	金属	32		民間業者に委託			
	植木せん定枝	120		民間業者に委託			
	使用済小型家電	40		民間業者に委託			
し尿 (仮設のみ)		市 (委託)	クリーン センター 多摩川	水処理・希 釈後下水 道へ放流	東京たま 広域資源 循環組合	エコ セメント化	
小動物死体				民間業者に委託			

※基本計画より (発生量見込みについては、基本計画を尊重)

### 3. 市が行う廃棄物の収集運搬及び処分の方法に関し占有者又は事業者の協力義務に関すること

#### (1) 一般廃棄物等（し尿、動物の死体を除く）

##### ア 収集ごみ

種類	収集及び運搬の方法	処理及び処分の方法	市民の協力義務等	
可燃ごみ	市が戸別方式*により、原則として週2回収集する	中間処理（焼却）した後、エコセメント化を行う	狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例（以下「条例」という。）第49条第1項の規定に基づく指定収集袋を使用して排出しなければならない	
不燃ごみ	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	中間処理（破碎後焼却）した後、エコセメント化を行う	条例第49条第1項の規定に基づく指定収集袋を使用して排出しなければならない	
発火物	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者で処理する	中身を空にし、ビンと一緒にコンテナに入れて排出する	
有害ごみ	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者で資源化・最終処分を行う	蛍光灯は購入した際の容器に入れ、乾電池等水銀を含んだものは中身の見える袋に入れて排出する	
粗大ごみ	市民からの連絡に基づき、市が戸別方式により収集する	中間処理（破碎後焼却）した後、エコセメント化を行う	清掃課に連絡し、条例第49条第1項の規定に基づく処理手数料を納付し、指定日に自宅玄関前等に排出する	
資源物	ビン	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	ふたを外し、水洗いしてコンテナに入れて排出する
	缶	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	水洗いし、つぶさずにコンテナに入れて排出する
	古紙	市が戸別方式により、原則として週1回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	紐で束ね、又は紙袋等を使用して排出する
	古布	市が戸別方式により、原則として週1回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	紐で束ね、又は中身の見える袋に入れて排出する
	ペットボトル	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	ふたを外し、ラベルをはがし、水洗いして、つぶしてコンテナに入れて排出する
	金属	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	コンテナに入れて排出する
	植木せん定枝	市民からの連絡に基づき、市が戸別方式により、原則として週2回収集する	民間業者で資源化・処理をする	清掃課に連絡し、おおむね長さ1メートル以下、太さ10センチ以下の枝のみを束ね、又は袋に入れて表示して指定日に排出する
	使用済小型家電	市民の持ち込みにより収集する	民間業者で資源化・処理をする	市が指定した品目を、市が指定した日時及び会場で市民が自ら持ち込む

\*戸別方式とは、各住戸の敷地と道路（私道を含む。）の境界付近の当該敷地内で回収を行うこと。ただし、集合住宅の場合は、当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所からの回収を行うこと。

## イ 集団回収

種類	収集及び 運搬の方法	処理及び 処分の方法	市民の協力義務等
ビン、缶、古紙、古布、ペットボトル、金属、使用済小型家電等	排出者が資源回収業者に委託し、団体ごとの所定の場所で収集を行う	資源回収業者等が資源化する	市に集団回収の実施を申請し、市に登録された資源回収業者に申込み実施し、分別・排出方法等は、業者と協議しその指示に従わなければならない

## ウ その他のごみ

種類	収集及び 運搬の方法	処理及び 処分の方法	市民の協力義務等
一般廃棄物と併せて 処理する産業廃棄物	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて市が収集する	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、種類に応じて、中間処理(焼却)した後、最終処分又は資源化する	市が収集する場合は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみに分別し、可燃ごみ及び不燃ごみについては、条例 49 条第 1 項に規定する指定収集袋を使用して排出しなければならない

※備考 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項第 1 号に規定する廃プラスチック類（原則として、プラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令 300 号）第 2 条に規定する廃棄物のうち、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）ガラスくず及び陶磁器くずをいう。

## (2) し尿

種類	収集及び 運搬の方法	処理及び 処分の方法	市民の協力義務等
し尿	事業者から委託業者へ直接連絡、委託業者が仮設便所から随時収集する	し尿処理施設で処理する	排出者は、条例第 49 条第 1 項の規定に基づく処理手数料を納付しなければならない

## (3) 動物の死体

種類	収集及び 運搬の方法	処理及び 処分の方法	市民の協力義務等
動物の死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、市が各戸及び路上から随時収集する	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、火葬により処分する	占有者又は管理者が自らの責任で処分をできないときは、条例第 49 条第 1 項の規定に基づく処理手数料を納付しなければならない

## 4. 一般廃棄物の減量のための方策

平成 23 年 2 月に策定した基本計画では、「資源循環型社会の推進」を基本理念としており、これを達成するため市民・事業者・行政が相互に連携しそれぞれの役割と立場に応じて努力していく必要があります。

『4 R の優先順位の市民への意識付け』『生ごみ処理機の普及によるごみの減量』『集団回収の拡大による資源化の推進』を実施していくことでごみの減量を図ります。

平成 28 年度の重点的な取り組みとしては、基本計画に掲げる重点的な取り組み項目の中から以下の取り組みを実施します。

### ①市民参加による組成分析調査の強化

組成分析調査の周知活動を強化し、市民協働しやすい体制を推進し、参加者の増加を図ります。また、可燃ごみだけでなく不燃ごみについても市民参加による調査を実施することにより、さらなる分別意識の高揚を図ります。

なお、分別収集効果を把握するとともに、廃棄物に関する施策を推進するための基礎資料を得るため、委託業者による組成分析調査も引き続き実施します。

- ・市民参加による不燃ごみ組成分析の実施
- ・市内掲示板等の活用や各町会や自治会等に対する周知活動

### ②ごみ減量に関する普及啓発の強化

ごみの減量は市民一人ひとりが意識して取り組むことが必要です。その意識を高めるためには、ごみ減量に向けた様々な活動の意味やごみ処理に係る現状を理解し市民が自分自身の問題として捉えることが大切です。

そのためには、ごみ処理の現状やごみ減量の意義を市民に広く伝え、ごみ問題を自分のこととして考えることができるよう市民協働しやすい体制に取り組んでいきます。

- ・ホームページやごみ減量啓発物を活用した情報提供
- ・出前講座や各種イベント等による普及啓発活動
- ・SNS の活用など若年者層をより意識した周知活動

### ③小中学生に向けた 4 R 推進のための取り組み

市では、啓発活動として、ごみ減量の重要なキーワードとして『4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）』を推進しています。まず、この言葉を広く浸透させることが大切であるため、これをテーマとした標語等の募集を行います。

- ・市内小中学生へ 4 R 標語等を募集
- ・優秀作品を表彰し、狛江市ごみ・リサイクルカレンダー等に掲載

#### ④市内小売店の状況把握と情報交換の実施

市ではプラスチックについては、クリーンセンター多摩川での焼却処理による熱回収を行っているため、資源としては回収していません。しかし、さらなる資源化の促進に向けて安定的かつ多様なリサイクルルートを確保するため、容器包装廃棄物の資源化に関する動向や、実際にプラスチックトレイ等の廃棄物を回収し、資源化に取り組んでいる小売店の現状把握と処理方法についての調査を行い、市で可能な取り組みについて研究します。

- ・容器包装廃棄物等プラスチックの資源化に関する調査
- ・市内小売店へ廃棄物の回収・処理方法の調査

#### ⑤使用済小型家電製品の資源化

平成 25 年度より、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行され、市でもこれに対応するため、イベント回収、窓口回収、ピックアップ回収などにより、主に粗大ごみから使用済小型家電製品を資源化しました。

今後は、多様なリサイクルルートの確保のため、引き続き粗大ごみ中の使用済小型家電製品を資源化するとともに、不燃ごみに含まれている使用済小型家電製品の資源化方法について検討するため、下記の取り組みを実施します。

- ・不燃ごみ組成分析の実施
- ・不燃ごみサイズの使用済小型家電製品戸別回収のための調査・研究

#### ⑥資源物持ち去り行為の禁止に係る条例化に向けた取り組みの実施

市ではごみの資源化と適正処理を目的とした分別収集をしていますが、市の委託業者でない者による資源物の持ち去り行為が相次いでいます。

今後、生活環境の保全及び循環型社会の形成に向け、分別排出された資源物の持ち去り行為の規制強化を図ります。

- ・市民等への周知活動及び町会や自治会への協力要請
- ・違法業者に関する他自治体等との情報共有

#### ⑦安定的な中間処理体制の推進

クリーンセンター多摩川の安定稼動のため、計画的な修繕を行うとともに、処理施設の故障や収集車両の事故につながる不適物の混入防止を目的に、市民に対し分別徹底の啓発を実施します。

- ・処理施設への搬入時や排出現場における、ごみ分別の抜き打ち検査

#### ⑧エコセメントの活用

クリーンセンター多摩川の廃溶融施設廃止に伴う焼却残さの増加が見込まれるため、東京たま広域資源循環組合で焼却残さ処理後に生産されるエコセメントを活用します。

- ・公共事業においてエコセメント製品を活用
- ・エコセメント活用状況のPR



## 5. し尿処理計画

し尿は多摩川衛生組合敷地内に設置しているし尿処理施設で処理しており、この安定稼動を継続します。狛江市では浄化槽人口、汲取り人口ともにゼロとなっていますが、工事現場等に設置する仮設トイレの汲取りを委託しています。災害時はこの委託業者と協力し、対応を行います。

## 6. 処理施設の概要

### 【狛江市ビン・缶リサイクルセンターの概要】

所在地	狛江市岩戸北一丁目1番11号
稼働開始	平成6年11月
処理能力	4.9 t/日
処理方法	ビン (コロラインによる手選別)
	缶 (アルミ缶・スチール缶を機械選別後、圧縮処理)
	ペットボトル (手選別後、減容・圧縮処理)

### 【多摩川衛生組合 クリーンセンター多摩川 (ごみ焼却処理施設) の概要】

所在地	稲城市大丸1528番地
稼働開始	平成10年4月
焼却能力	450 t/日 (150 t/24h × 3基) ストーカ式全連続燃焼
灰溶融炉	25 t/日 (25 t/24h × 2基) アーク式電気溶融 (平成28年度で廃止予定)
粗大・不燃ごみ処理施設	50 t/5h × 1基 回転衝撃式

### 【多摩川衛生組合 クリーンセンター多摩川 (し尿処理施設) の概要】

所在地	稲城市大丸1528番地
稼働開始	平成14年4月
処理能力	23.4kl/日
処理方法	好気性生物処理、希釈放流
し尿残さ及び汚泥処理方法	クリーンセンター多摩川で焼却

### 【東京たま広域資源循環組合 エコセメント化施設の概要】

所在地	西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (二ツ塚処分場内)
稼働開始	平成18年7月
処理能力	焼却灰処理量約300 t/日・エコセメント生産量約430 t/日

### 【東京たま広域資源循環組合 二ツ塚処分場の概要】

所在地	西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (二ツ塚処分場内)
稼働開始	平成10年4月
廃棄物埋立容量	約250万m <sup>3</sup>

### 【株式会社鈴徳 児玉工場の概要】

所在地 埼玉県児玉郡神川町八日市647番地  
 処理対象 使用済小型家電製品

【株式会社リーテム 東京工場の概要】

所在地 大田区城南島三丁目2番9号  
処理対象 使用済小型家電製品

【株式会社アルフォ 城南島飼料化センターの概要】

所在地 大田区城南島三丁目3番2号  
処理対象 食品廃棄物

【オリックス資源循環株式会社 寄居工場の概要】

所在地 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地  
処理対象 一般廃棄物

【宗教法人慈恵院附属多摩犬猫霊園の概要】

所在地 府中市浅間町二丁目15番地1  
処理対象 小動物の死体

【野村興産株式会社 イトムカ鉱業所の概要】

所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1  
処理対象 廃乾電池・廃蛍光管

【株式会社フジコー 白井再資源化センターの概要】

所在地 千葉県白井市折立31番地1  
処理対象 食品廃棄物

## 7. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 狛江市ごみ半減推進審議会

狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、一般廃棄物の発生の抑制及び減量、再利用の促進及び適正な処理に関する事項を審議する。

(2) 狛江市ごみ半減推進員

条例第8条の規定に基づき、自治会やごみ減量等に取り組む団体、市内事業所や市民等の中から委嘱する。推進員は、一般廃棄物の発生抑制及び減量、再利用の促進及び適正な処理に対する地域住民への啓発を行うこと、一般廃棄物の分別及び適正な排出に関し、地域住民に指導助言すること、不法投棄に関し、市に連絡すること等を通して市に協力する。

## 狛江市一般廃棄物処理実施計画で使用している用語解説

### あ行

#### ○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭廃棄物と、事業に伴って生じた事業系一般廃棄物に区分される。

#### ○エコセメント

ごみの焼却灰を材料にして作ったセメント。

#### ○SNS（エス・エヌ・エス）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のWebサイトのこと。

### か行

#### ○家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の略称。テレビ、冷蔵庫（冷凍庫含む）、エアコン（室外機含む）、洗濯機（衣類乾燥機含む）の家電を対象に、消費者にはリサイクル料金と収集運搬費用の負担、小売業者には商品の引き取り、製造業者等には再商品化等の実施をそれぞれ義務付け、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としている。

#### ○環境基本法

環境保全についての基本理念を示す法律。

#### ○環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指す。特に人的に発生する環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

#### ○拠点回収

リサイクルボックスから資源物を回収すること。

リサイクルボックスとは、商店街・市役所・各地域センター等に市民が資源物を持ち込むことができるステンレス製の箱型の入れ物のこと。

#### ○グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」の略称。国、独立行政法人、地方公共団体等による環境物品等の調達推進及び環境物品等に関する情報の提供、その他の環境物品等への需要の転換を促進することを目的としている。

#### ○グリーン製品

環境配慮型製品。現在、各企業で、自社基準を制定し基準をクリアした製品。

#### ○建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称。建設工事や解体工事で発生する特定建設資材の再資源化等の促進を図るため、分別やリサイクルを義務付けている。

#### ○小型家電リサイクル法

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称。使用済小型電子機器等に利用されている金属・その他の有用な資源物の再資源化を促進することを目的としている。

○古布再生

自宅で不要となった洋服等を使用して、新しい製品を作成すること。

○戸別収集

ごみ・資源物を各戸の道路に面する敷地内にごみ等を出す方法をいう。

ごみ等の分別やごみ出しの時間などのルールが比較的守られることや、ごみを出した人の責任の所在が明確になるといった利点がある。

○狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例

狛江市の廃棄物の再利用を促進するとともに、適正に処理するための条例。

○ごみ半減推進審議会

市民・事業者・学識経験者・市職員等により構成され、市長の諮問に応じて、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議・答申を行う機関のこと。

## さ行

○最終処分

ごみの焼却灰を埋立等により最終処分場で処分すること。

○裂き織り

古い布を細長く裂いて、糸にして織った厚手の織物。

○サーマルリサイクル

廃棄物を焼却する際に発生する熱を利用すること。現在の利用方法は高温水をつくり、稲城市立病院へ供給している。また、クリーンセンター多摩川の工場内の電力として利用し、あまったものは売電している。

○資源循環

製品等の廃棄する量を減らし、再使用・再利用すること。そのことにより、環境への負荷を逡減すること。

○資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称。パソコンや充電式電池などについて、メーカーの取り組みを中心に資源の有効利用を図ることを目的としている。

○自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称。自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等の促進を図ることを目的としている。

○収集運搬許可業者

狛江市で、事業系一般廃棄物を収集できる許可を取得している業者。

○集団回収

自治会・町会・管理組合・市民団体等が、資源物を直接業者に引き渡すことをいう。

○循環型社会

大量生産・大量消費の社会に代わり、製品の再利用や再資源化等を進めて新たな資源投入を抑制し、環境への負荷を逡減する社会をいう。

#### ○循環型社会形成推進基本法

環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成についての基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

#### ○食品リサイクル法

「食品循環資源の再利用等の促進に関する法律」の略称。食品製造加工業者や飲食店、ホテル等から排出される食品廃棄物について、飼料や肥料に再利用し、食品廃棄物の再利用等の促進を図ることを目的としている。

#### ○ステーション

複数の家から排出されるごみ等を1か所に集めてある場所をいう。

#### ○スラグ

ごみの焼却灰を高温で熱して溶かし、水で冷やしてできた砂状のもの。埋戻し材・路盤材等として利用されている。

#### ○組成分析

ごみの内容を選別し、重量を測定し内容を把握すること。

### た行

#### ○チップ

家庭等から出た植木せん定枝を細かく砕いたもの。主に土壌改良剤として利用されている。

#### ○出前講座

市民等が構成する団体が主催する学習会へ職員等が出向いて、説明すること。

### は行

#### ○廃棄物

廃棄物とは、占有者自らが利用し、または他人に有償で売却することができない不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、廃油など、固形状または液状のものと定義されている。廃棄物は一般家庭等から出る一般廃棄物（事業系一般廃棄物を含む）と、事業活動に伴い発生する産業廃棄物に区分される。

#### ○廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称。廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

#### ○ピックアップ回収

狛江市の場合は、回収した粗大ごみ等から小型家電製品等を資源化するために抜き取ること。

### や行

#### ○容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略称。ビン・缶・ペットボトルなどの容器包装のリサイクルの促進を図ることを目的としている。

○4 R

廃棄物等の発生回避（Refuse：リフューズ、ごみになるものを買わない、断ること。）、発生抑制（Reduce：リデュース、廃棄物になる量を抑制すること。）、再使用（Reuse：リユース、資源として再び使用すること。）、再生利用（Recycle：リサイクル、資源として再び利用すること。）を総称して、アルファベットの頭文字から4 Rという。

ら行

○リターナブル・ビン

リターナブルとは、「返却できる」という意味で、使用後に回収し、殺菌洗浄後に再び製品を詰め直すという過程を繰り返して、使用するビンのこと。

○レアメタル

産出量が少ないか抽出が困難な稀少金属の総称。小型家電や充電池等に使用されている。

登 録 番 号

(刊行物番号)

H27-57

狛江市一般廃棄物処理実施計画（平成 28 年度）

発行 平成 28 年 3 月

東京都 狛江市

編集 環境部清掃課

〒201-0004

東京都狛江市岩戸北一丁目 1 番 11 号

狛江市ビン・缶リサイクルセンター内

TEL 03-3488-5300

FAX 03-5497-7366

序 内 印 刷

頒 布 価 格 20 円